

Ⅲ

オンブズパーソンの調査活動

2007年次の調査状況(2案件、延べ55回の調査を実施)

2007年次に扱った調査案件のあらまし

①2007年申立第1号案件

②2007年申立第2号案件

Ⅲ オンブズパーソンの調査活動

オンブズパーソンの調査は、相談者や当該子どもから「擁護・救済の申立て」を受け付けて実施する場合と、オンブズパーソンが独自に入手した情報により自己の発意によって実施する場合があります。どちらも、オンブズパーソンが、条例第 6 条各号*1 のいずれかに該当すると認める場合に、調査を実施します。

条例は、オンブズパーソンの市の機関に対する調査権（第 11 条）、勧告及び意見表明権（第 15 条第 1 項 2 項）を付与しており、市の機関に対しては「オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない（第 8 条第 2 項）」と規定し、あわせて、勧告・意見表明の尊重義務（第 15 条）を課しています。

さらに、市の機関は、勧告や意見表明を受けて実施した措置等に関してオンブズパーソンから報告を求められれば、これに応じる義務を負っています（第 17 条）。

以上のような条例上の手続きに従って、調査活動は行われます。調査では、主に聴き取り調査を中心に関係する機関や個人との相互理解を深めることを重視しています。調査の目的はあくまで「子どもの最善の利益」を実現するためであり、そのために学校や行政などを含む市の機関に対して、建設的な対話に努め、それぞれの役割における具体的な取り組みを促し、支援していくことです。

オンブズパーソンが行う「条例上の対処」とは主として次のものがあります。

▽「勧告」または「是正等申入れ」（第15条第1項）

「勧告」は市の関係機関の行為等の是正や改善をオンブズパーソンが関係機関に直接求めること。それを書面のみで行うのが「是正等申入れ」。

▽「意見表明」または「改善等申入れ」（第15条第2項）

「意見表明」は制度等の改善または見直しをオンブズパーソンが市の関係機関に直接求めること。それを書面のみで行うのが「改善等申入れ」。

▽「要望」（第16条第1項）

市の機関以外の機関等に、特に是正等を要望する必要があるときに行う。

▽「結果通知」（第16条第2項）

「勧告」等または「意見表明」等を行うまでの必要は認められないものの、関係機関等にオンブズパーソンからの注意喚起または情報提供等が必要と認められる場合、書

*1 条例は、「オンブズパーソンの職務」（第 6 条）で次のように規定している。

- (1) 子どもの人権侵害の救済に関すること。
- (2) 子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること。

面にて行う。

▽「公表」(第18条)

「勧告」や「意見表明等」の内容を記者クラブ等に公表する。オンブズパーソンの総意において必要と認められた場合にのみ行うことができる。

2007年次の調査状況(2案件、延べ55回の調査を実施)

申立てによる調査

本年次は、「子どもの人権の擁護及び救済の申立て」(条例第10条第2項)を2件受け付けました。審査の結果、2件とも調査を実施しましたが、うち1件は調査継続中であり、2008年次に持ち越されることとなりました。

案件数と調査延べ件数

本年次では、2案件で、延べ55回の調査(主として聴き取り調査)を実施しました。

条例上の対処

以上の2案件のうち、1案件で条例上の対処を行いました。残りの1案件は、2008年次に調査を継続する案件です。

2007年次に扱った調査案件のあらまし

本年次に扱った2案件について、子どもの最善の利益を図る公益確保の観点から、以下に概要を報告します。

①2007年申立第1号案件

申立人	当該子どもと保護者
申立て趣旨	①当該子どもは、2007年2月、兵庫県公立高等学校の受験に関して、家庭等の事情により志願変更期間中に、別の高校に変えたいと担任に申し出たが、「志願変更は認めない」と拒否され、応じてもらえなかった。その際に、担任教諭は当該子どもが志願変更しようとした理由を十分に聞くことはなく、また、担任教諭が志願変更を認めない理由についても、当該子どもに対して説明が行われなかった。 ②当該子どもは、当初の出願校を受験し不合格になったため、保護者が、担任教諭に連絡を入れ、私学には進学しない旨を伝えた。その後、進路先

	<p>が決まらない状況が続いたが、この間学校から当該子どもへの進路指導は一切行われなかった。</p>
調査の結果	<p>申立人、当該学校関係者からそれぞれ聴き取り調査を実施した。調査の結果、事実経過について、申立人と学校側が把握している内容は概ねのところ一致するものであった。しかし、申立人が志願変更を希望した理由について、学校側は十分に把握していなかった。オンブズパーソンは、当該家庭の状況や当該子どもの心情について代弁し、担任と対話を重ねた。対話をとおして申立人の心情は理解され、担任は自ら反省を深めている様子がうかがわれた。オンブズパーソンは、今回の事態を担任個人の問題ではなく、志願変更制度について、当該学校が「『転居』等の特別な場合のみ認める」という限定的な運用をしていたことが問題であると判断した。</p> <p>こうした状況を踏まえ、オンブズパーソンと市教育委員会とで意見交換を行った。市教育委員会からは、本件を教訓として、志願変更の運用や進路指導が適切に行われるよう、全ての市立中学校に対して指導し、再発防止に努めていくことが示された。</p>
条例上の 対処	<p>上記により、オンブズパーソンは、本件を今後の教訓とする観点から、11月8日に当該学校に対して「改善等申入れ」、市教育委員会に対して「意見表明」を行った。</p>
対処後の 経過	<p>当該学校から提出された措置報告（12月20日付）では、『兵庫県公立高等学校入学者選抜要項』について、職員全員が一層の理解を深めて進路指導を行うこと、教職員は生徒・保護者の考えをしっかりと聴き、十分な話し合いをして意思疎通を図り、進路指導をしていくことが示された。</p> <p>教育委員会から提出された措置報告（12月25日付）では、市立中学校全校に対して、あらためて県の『要項』に基づき志願変更の趣旨や手続き等について周知徹底を図り、適切に運用するように指導していくことが示された。また、11月22日の中学校進路指導協議会及び、12月13日の中学校校長会で周知徹底を図ったとの報告を受けた。</p> <p>なお、進路指導については、生徒・保護者との信頼関係をもとに、生徒が主体的に進路指導を選択・決定することができるように指導徹底していくことが示された。</p>
公開事項	<p>2007（平成19）年11月8日付「改善等申入れ」（条例第12条第2項）</p> <p>オンブズパーソン発、市教育委員会宛</p> <p style="text-align: center;">意 見 表 明</p> <p>川西市子どもの人権オンブズパーソン条例（以下「条例」といいます）第15条第2項の規定により、下記のとおり意見表明します。</p> <p>オンブズパーソンは、貴委員会が本意見表明の尊重をもって、条例が目的とす</p>

る「一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保する」(第1条)ことを、本件にかかわって、より具体的に達成されますよう、期待するものです。

意見表明の趣旨

1 本件を教訓として、貴委員会管下の中学校で、本件同様の事態が再発しないよう積極的な取り組みを具体的かつ継続的に推進されますよう、意見表明します。

本件は、平成19年度兵庫県公立高等学校入学者選抜の際に、当該子どもが志願変更を期間内に申し出たにもかかわらず、それを教員が拒否し当該子どもが志望する高校を受験できなかったというものです。志願変更は、『兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱』において認められている制度であり、これを学校の判断によって妨げることは人権侵害にあたります。

なお、本件発生の背景として、当該学校においては、志願変更制度の趣旨から逸脱して運用を行っている現状が認められました。本制度が設けられた目的は「志願者に学校選択についての再考の機会を与えるため」であり、そのために理由は必要なく、手続きとして要件を満たしていれば利用可能な制度です。しかしながら、当該学校においては、志願変更は『転居』等の特別な理由がある場合にのみ認める」という限定的な運用がなされていました。

貴委員会におかれましては、とりわけ本件人権侵害によって当該子どもや家庭に与えた重大な影響等を深く認識し、オンブズパーソンの調査結果を十分に踏まえて、当該学校はもとより市内中学校に対して、あらためて志願変更制度の趣旨についての正しい理解を周知徹底し、本制度が適正に運用されますよう指導助言その他の必要な対応を求めます。

2 本件を教訓として、子どもの最善の利益を図る観点から、「信頼関係を構築した進路指導」が、市内中学校において着実に実践されますよう、意見表明いたします。

本件では、当該子どもが志願変更を申し出た際に、担任教諭はその理由を十分に聴くことなく拒否しています。もし、担任教諭が当該子どもから話を聴く機会を設けていれば、志願変更を申し出た事情を理解することもでき、本件のような事態は避けられたと思われれます。進路決定は、その後の子どもの人生において、重大な影響を及ぼします。したがって、進路決定に至るプロセスにおいては、何よりも「子どもの意見表明の権利」(子どもの権利条約第12条)を十分に保障していくことが重要です。貴委員会は、「進路の最終決定権は、子ども・保護者の側にあり、学校はあくまでも指導・助言する立場である」と見解を示しています。この原則に確かにもとづいて、子ども・保護者の意見を尊重して聴き、信頼関係を構築した進路指導が実践されるよう、貴委員会管下の中学校への指導助言その他の必要な対応にあたられることを要請します。

3 上記にかかわる措置等については、条例第17条第2項が定める期日(2008年1

月 7 日) までに、オンブズパーソンに報告いただきますよう要請します。

意見表明の理由

別紙「2007 年申立て第 1 号にかかる調査結果および判断」のとおりです。

以上

(「意見表明」別紙の内容は個人情報保護のため非公開とする。)

2007 (平成 19) 年 11 月 8 日付「改善等申入れ」(条例第 12 条第 2 項)

オンブズパーソン発、当該学校宛

改善等申入書

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例(以下「条例」といいます)第 15 条第 2 項の規定により、下記のとおり改善等の申入れを行います。

オンブズパーソンは、貴校が本申入れを尊重され、もって条例が目的とする「一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保する」(第 1 条)ことを、本件にかかわって、より具体的に達成されますよう、期待するものです。

改善等申入れの趣旨

1 本件は、平成 19 年度兵庫県公立高等学校入学者選抜の際に、当該子どもが志願変更を期間内に申し出たにもかかわらず、それを教員が拒否し、志望する高校を受験できなかったというものです。志願変更は、『兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱』において認められている制度であり、これを学校の判断によって妨げることは人権侵害にあたります。したがって、本件を教訓とし、貴校全体で再発防止に向けた積極的な取り組みを具体的かつ継続的に推進されますよう申し入れます。なお、本件発生の背景として、貴校においては、志願変更制度の趣旨から逸脱して運用を行っている現状が認められました。本制度が設けられた目的は「志願者に学校選択について再考の機会を与えるため」であり、そのために理由は必要なく手続きとして要件を満たしていれば利用可能な制度です。しかしながら、貴校においては、志願変更は「『転居』等の特別な理由がある場合にのみ認める」という限定的な運用がなされていました。

貴校におかれましては、とりわけ本件人権侵害によって当該子どもや家庭に与えた重大な影響等を深く認識し、これまでの本制度の理解と運営について見直し、今後は全教職員が本制度の趣旨を正しく理解した上で、適正に運用されますよう求めます。さらに、子ども・保護者に対して、進路指導関係の説明の際に志願変更制度について適切な情報提供を行い、本制度の利用を希望する子どもが確実に利用できるよう重ねて求めます。

2 本件を教訓として、子どもの最善の利益を図る観点から「子ども・保護者と信頼関係を構築した進路指導」が、貴校において着実に実践されていくよう求めます。

本件では、当該子どもが志願変更を申し出た際に、担任教諭はその理由を十分

に聴くことなく拒否しています。もし、担任教諭が当該子どもから話を聴く機会を設けていれば、志願変更を申し出た事情を理解することもでき、本件のような事態は避けられたと思われま。進路決定は、その後の子どもの人生において重大な影響を及ぼします。したがって、進路決定に至るプロセスにおいては、何よりも「子どもの意見表明の権利」（子どもの権利条約第 12 条）を十分に保障していくことが重要です。川西市教育委員会は「進路の最終決定権は、子ども・保護者の側にあり、学校はあくまでも指導助言する立場である」と見解を示しています。この原則に確かにもとづいて、学校側が子ども・保護者の意見を尊重して聴き、信頼関係を構築した進路指導が着実に実践されていくよう期待します。

3 上記にかかわる措置等については、条例第 17 条第 2 項が定める期日（2008 年 1 月 7 日）までに、オンブズパーソンに報告いただきますよう要請します。

改善等申入れの理由

別紙「2007 年申立て第 1 号にかかる調査結果および判断」のとおりです。

以上

（「改善等申入れ」別紙の内容は個人情報保護のため非公開とする。）

②2007年申立第2号案件

申立人	当該子どもと保護者
申立て趣旨	①当該子どもは、校外活動の際、整髪料をつけていたことで担任教諭に指導され、その指導に従い洗い流した。それにもかかわらず、その後担任教諭とその場に居合わせた別の教諭から体罰を受けた。 ②当該子どもは、担任教諭から「髪が茶色い」と注意を受けたのに対し、（自宅で黒染めをしたばかりであったので）「1 週間、待ってください」と伝えたが、聞き入れられず、黒染めスプレーを自ら使うことを指示され、それを断ったところ、担任教諭と他 2 名の教諭から黒染めスプレーを頭髪にかけられた。
調査の結果	調査継続中。
条例上の 対処	条例上の対処は 2008 年次 に持ち越すこととなった。
公開事項	なし（2007 年次中には条例上の対処に至らなかったため。）

表Ⅲ-1 申立案件・自己発意案件の処理状況一覧(1999.6～2007.12)

	案件番号	調査開始等	条例上の対処(実施対象の関係機関等)	調査回数	備考
1	1999年申立第1号	1999年6月	99.12 結果通知(市教育情報センター) 99.12 結果通知(市福祉事務所)	16	公開
2	1999年申立第2号	1999年6月	00.5 意見表明(市教育委員会) 00.8 意見表明(市福祉事務所)	33	公開
3	1999年申立第3号	1999年6月受付	調査不実施・調整実施	—	—
4	1999年発意第1号	1999年6月	99.9 是正等申入れ(市福祉事務所) 99.12 是正等申入れ(市福祉事務所)	12	公開
5	1999年申立第4号	1999年9月	02.2 結果通知(市教育委員会)	9	公開
6	2000年申立第1号	2000年2月	00.7 勧告・意見表明(市教育委員会) 00.7 結果通知(当該学校) 00.7 結果通知(市長)	51	公開
7	2000年申立第2号	2000年5月	01.10 結果通知(市教育委員会)	13	非公開
8	2000年発意第1号	2000年11月	00.11 勧告(市教育委員会) 00.11 勧告(当該学校) 02.12 調査打ち切り	15	非公開
9	2000年申立第3号	2000年12月	02.3 意見表明(市教育委員会)	12	公開
10	2001年申立第1号	2001年3月	01.4 是正等申入れ(当該学校) 01.7 意見表明(市教育委員会) 01.7 結果通知(市長)	31	公開
11	2001年申立第2号	2001年7月	01.8 是正等申入れ(市教育委員会) 02.12 調査打ち切り	38	非公開
12	2001年発意第1号	2001年12月	02.3 第3年次報告書第3章で報告 02.12 調査打ち切り	1	公開
13	2002年申立第1号	2002年4月	02.8 調査打ち切り	5	非公開
14	2002年申立第2号	2002年3月	03.3 結果通知(市教育委員会) 03.3 結果通知(当該学校) 03.3 結果通知(市保健福祉部)	32	公開
15	2002年申立第3号	2002年4月受付	調査不実施・調整実施	—	—
16	2002年申立第4号	2002年4月受付	調査不実施・調整実施	—	—
17	2002年申立第5号	2002年4月受付	調査不実施・調整実施	—	—
18	2002年申立第6号	2002年6月	02.8 より申立第8号と一体的に扱い対処	3	公開
19	2002年発意第1号	2002年6月	02.8 勧告(市教育委員会) 02.9 公表(市役所記者クラブ)	64	公開
20	2002年申立第7号	2002年7月受付	調査不実施・調整実施	—	—
21	2002年申立第8号	2002年8月	02.9 要望(当該施設) 02.11 意見表明(市保健福祉部) 02.11 結果通知(県民生活部監査指導課) 03.3 要望(当該施設設置者) 03.3 意見表明(市保健福祉部) 03.3 公表(市役所記者クラブ) 03.4 結果通知(県民生活部監査指導課)	41	公開
22	2002年発意第2号	2002年9月	02.10 意見表明(市教育委員会) 02.11 公表(市役所記者クラブ)	25	公開
23	2003年申立第1号	2003年4月	03.11 意見表明(市教育委員会)	11	公開
24	2003年申立第2号	2003年4月	04.10 是正等申入れ(市教育委員会) 04.10 結果通知(当該学校)	20	公開

25	2003年申立第3号	2003年5月	03.11 対処の必要が認められず調査終結	6	—
26	2003年申立第4号	2003年5月受付	調査不実施・別件処理	—	—
27	2003年申立第5号	2003年5月受付	調査不実施・調整実施	—	—
28	2003年申立第6号	2003年6月	03.9 意見表明(市教育委員会) 03.9 結果通知(当該学校)	16	公開
29	2003年発意第1号	2003年6月	03.7 意見表明(市教育委員会) 03.7 改善等申入れ(当該学校) 03.8 要望(当該保護者) 03.9 結果通知(当該保護者)	77	非公開
30	2003年申立第7号	2003年12月受付	調査不実施	—	—
31	2004年申立第1号	2004年2月	04.6 結果通知(当該学校) 04.6 結果通知(市教育委員会)	27	非公開
32	2004年発意第1号	2004年3月	05.6 結果通知(市教育委員会)	17	非公開
33	2004年申立第2号	2004年7月	04.12 結果通知(当該学校) 04.12 結果通知(市教育委員会)	22	公開
34	2004年申立第3号	2004年12月	05.6 意見表明(当該学校) 05.9 意見表明(市教育委員会)	42	公開
35	2005年申立第1号	2005年6月	05.8 勧告(市教育委員会) 05.8 勧告(当該学校)	49	公開
36	2005年申立第2号	2006年2月	06.3 調査打ち切り	7	—
37	2006年申立第1号	2006年3月受付	調査不実施・調整実施	—	—
38	2006年申立第2号	2006年5月	06.7 調査打ち切り	8	—
39	2007年申立第1号	2007年4月	07.11 意見表明(市教育委員会) 07.11 改善等申入れ(当該学校)	25	公開
40	2007年申立第2号	2007年11月	調査継続	30	

延べ回数

758

(注)

- ・2007年次に扱った案件は太字ゴシックで表記。
- ・「公開」は条例上の対処に関する文書を年次報告に掲載して公開したもの(部分公開も含む)。